

アラブ首長国連邦における個人情報の保護に関する制度について

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>►個人情報保護法 (Federal Decree Law No. 45 of 2021, known as the Personal Data Protection Law (PDPL))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U R L : https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1972 ・施行状況：2022年1月2日施行 ・対象機関：民間部門 ・対象情報：識別された自然人、または氏名、声、画像、識別番号、オンライン識別子、地理的位置、または1つ以上の身体的、生理的、経済的、文化的、または社会的特性などの識別子を参照することにより、データの関連付けを通じて直接または間接的に識別可能な自然人に関するあらゆるデータ。これには、センシティブな個人データ及び生体データが含まれる。 																
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定 : なし</p> <p>APEC の CBPR システム : なし</p>																
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>APEC の CBPR システム参加エコノミーである場合、民間部門については、外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。</p> <p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="420 1522 1176 1904"> <tr> <td>①収集制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>②データ内容の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>③目的明確化の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>④利用制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑤安全保護の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑥公開の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑦個人参加の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑧責任の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> </table> <p>公共部門に関しては、OECD プライバシーガイドラインの 8 原則などに対応する公共部門の関連機関の義務や個人の権利は、PDPL では規定されていない。PDPL2 条は、PDPL の規定は、個人データを管理または処理する政府データ及び政府機関には適用されないと定めている。</p>	①収集制限の原則	上記法令に規定されている。	②データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧責任の原則	上記法令に規定されている。
①収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
②データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④利用制限の原則	上記法令に規定されている。																
⑤安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦個人参加の原則	上記法令に規定されている。																
⑧責任の原則	上記法令に規定されている。																

その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>—</p> <p>事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>①マネーロンダリング、テロリズムへの資金供与及び違法組織への資金供与対策に関する連邦法 (Federal Decree-Law No. 20/2018 on Combating Money Laundering Crimes, the Financing of Terrorism and the Financing of Unlawful Organisations)</p> <p>●法執行機関は、UAE で適用される法律に反しない範囲で、犯罪やその証拠を発見したり、犯人を逮捕したりすることを目的として、覆面調査やその他の調査方法を採用し、コントロールド・デリバリーを行うことができる。</p> <p>●同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスの実施に関する制限及び手続 ・法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施 ・アクセスの実施に関する独立した機関からの承認 ・取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ・アクセスの実施に関する透明性の確保 ・アクセスの実施について法令遵守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み ・違法なアクセスにより権利等を侵害された場合の救済
------------------------------	--